

第3次廿日市市債権管理計画
(令和8年度～令和10年度)

令和8年3月
廿日市市

目 次

1	計画策定の経緯	1
2	目的	1
3	計画の期間	1
4	対象債権	1
5	債権管理の現状	2
(1)	債権管理の適正化に向けた取組	2
(2)	主要科目の一元徴収の実施	2
(3)	指定管理者との連携	2
(4)	各債権所管課での滞納整理	2
(5)	納付環境の整備	2
(6)	強制執行の状況	3
6	債権管理の課題	3
(1)	自主財源等の確保	3
(2)	現年度分滞納整理の強化	3
(3)	効率的な事務処理	3
(4)	組織体制の整備	3
(5)	徴収担当職員のスキルアップ	3
(6)	意識の高揚	4
(7)	納付環境の整備促進	4
(8)	法的措置等対応の強化	4
7	収納率の実績と目標	4
(1)	強制徴収公債権	4
(2)	非強制徴収公債権	5
(3)	私債権	6
8	全庁において取り組む事項	6
(1)	自立的かつ持続的な債権管理の実践	6
(2)	法令を遵守した滞納整理の実践	6
(3)	新規滞納者を発生させない取組	6
(4)	強制徴収の実施	7
(5)	組織体制の整備・強化	7
(6)	徴収緩和措置の適用	8
9	各債権の取組	8
(1)	強制徴収公債権	8
(2)	非強制徴収公債権	11
(3)	私債権	12

第3次廿日市市債権管理計画

1 計画策定の経緯

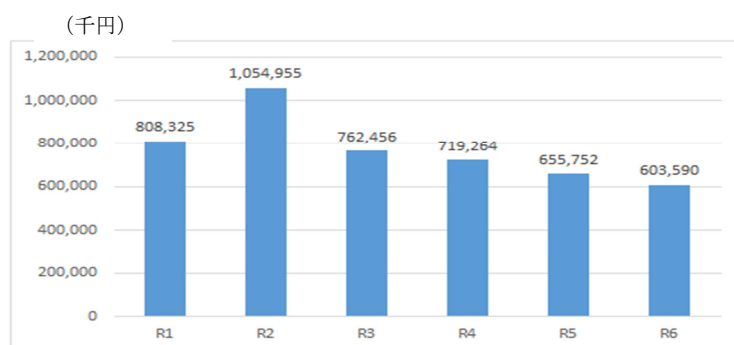
本市では、平成30年3月に廿日市市債権管理条例（平成30年条例第1号。以下「債権管理条例」という。）を制定し、市の債権全般について、管理の適正化を図ることとし、全庁的な取組を進めてきました。

その後、令和2年3月に第1次廿日市市債権管理計画（令和2年度～令和4年度）を、令和5年3月に第2次廿日市市債権管理計画（令和5年度～令和7年度）を策定し、全庁的に適正な債権管理に取り組んできました。

この結果、全未収債権の合計額が減少するなど、一定の成果を挙げることができました。

今後も継続的な取組が必要なため、第3次廿日市市債権管理計画を策定します。

【参考】収入未済額の推移（公営企業会計を除く。）



2 目的

第2次廿日市市債権管理計画の期間満了に伴い、第3次廿日市市債権管理計画を策定します。

引き続き、本市の健全な行財政運営に資すること及び市民負担の公平性を確保することを目的として、債権の収納率向上を図るとともに、適正な債権管理を遂行するよう全庁的に取り組んでまいります。

3 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和10年度までの3か年を計画期間とします。なお、国、県及び他の地方自治体の動向、社会・経済の変化や関連法規の改正などに配慮し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な収納対策を推進するものとします。

4 対象債権

本計画の対象債権は、本市が保有する債権のうち、令和6年度決算において未収金が生じ、かつ、

この未収金が本計画策定時点で存在する26債権とします。

※ 水道料金等については、令和5年4月から広島県水道広域連合企業団に参画しているため、本計画の対象としていません。

5 債権管理の現状

(1) 債権管理の適正化に向けた取組

本市では、債権管理条例の制定に伴い、平成30年4月に副市長を本部長とする「廿日市市債権管理対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置しました。対策本部会議において、収納対策の取組及び推進に関する事、債権放棄に関する事などを審議し、債権管理の適正化を図ることとしています。

また、税制収納課が債権管理の総括に関する事務を担っており、対策本部の事務局になるとともに、適正な債権管理が行えるよう、未収債権がある全所管課に対して、ヒアリングを実施するなど、必要な指導及び助言を行っています。このほか、全所管課の担当職員のスキルアップを目的とした職員研修も行っています。

(2) 主要科目の一元徴収の実施

本市では、税制収納課で、市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などの一元徴収を関係課と連携しながら行っています。また、滞納整理システムの活用や滞納処分の実施など、効率的かつ効果的な滞納整理に努めています。

(3) 指定管理者との連携

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料については、所管課が指定管理者と連携し、効果的な賦課徴収を行っています。

(4) 各債権所管課での滞納整理

非強制徴収公債権や私債権を中心とした各債権の所管課においては、これまで納付折衝などの経過記録の保存や滞納整理が適切に行われていない所管課もありました。対策本部の設置後は、税制収納課によるヒアリングや職員研修により、未収債権所管課職員のスキルアップが図られ、これらの課題が改善されてきました。

(5) 納付環境の整備

市税等においては、最も便利な口座振替の利用を推進しており、平成28年1月からは、キャッシュカードで簡単に口座振替手続きができるペイジー口座振替受付サービスを、令和6年1月か

らはWeb口座振替受付サービスを開始しています。

また、平成27年11月からはコンビニ収納を、平成31年4月からはスマートフォン決済アプリを利用した収納を、令和5年5月からはeL-QRを活用した一部市税のキャッシュレス納付を開始するなど、納付窓口の拡大に努めてきました。

(6) 強制執行の状況

非強制徴収公債権や私債権においては、住宅使用料について、訴えの提起（住宅明渡し、滞納住宅使用料等及び損害金の支払）を行い、強制執行（明渡し執行）を行ってきました。

6 債権管理の課題

(1) 自主財源等の確保

市が保有している債権は、市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、手数料、使用料、貸付金の返還金など多岐に渡ります。自主財源である市税を始め市の債権はいずれも貴重な財源であり、これらを適正に管理し、収入確保に向けた一層の努力が求められています。

(2) 現年度分滞納整理の強化

収納率を向上させるためには、調定構成比率が高い現年度分の滞納整理を強化していく必要があります。このため、滞納の早期把握、早期解消に努める必要があります。

(3) 効率的な事務処理

限られた人材で債権管理をより適正に行うためには、税制収納課が所管する市税等と同様に、滞納整理事務の高度なシステム化を促進するなどして、効率的な事務処理を図る必要があります。

(4) 組織体制の整備

適正な債権管理を行うためには、現状の職員体制で実現が可能か否かを考察し、必要に応じて組織体制を見直す必要があります。

(5) 徴収担当職員のスキルアップ

適正な債権管理を行うためには、関係する法令の知識や徴収技術を身につけた人材が欠かせません。研修等の機会を通じて、法的知識や徴収技術を習得し、職務に精励していく必要があります。

(6) 意識の高揚

適正な債権管理を行うためには、管理監督職員はもとより、徴収担当職員の意識の高揚が不可欠です。徴収担当職員の意識の高揚が図れるよう、取組を進めていく必要があります。

(7) 納付環境の整備促進

各債権の納付に当たっては、最も便利な口座振替の推進を行うとともに、納税者の利便性や納期内納付率の向上を図るため、更なる納付窓口の拡大を図る必要があります。

(8) 法的措置等対応の強化

市民負担の公平性を確保するため、非強制徴収公債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）や私債権について、催告をした後、相当の期間を経過してもなお納付（履行）されないときは、担保権の実行、訴訟手続による履行の請求、強制執行の措置等の対応を強化する必要があります。

7 収納率の実績と目標

各債権の目標収納率の設定については、これまでの実績等を踏まえ、次のとおり設定します。

(1) 強制徴収公債権

(単位：%)

所管部署	債権名	区分	実績	目標		
			令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
税制収納課	市税	現年度分	99.7	99.7	99.7	99.8
		全体	99.0	99.2	99.3	99.4
税制収納課 (保険課)	国民健康保険 税	現年度分	96.6	96.8	96.9	97.0
		全体	88.6	89.7	90.1	90.4
税制収納課 (高齢介護課)	介護保険料	現年度分	100.0	99.9	99.9	99.9
		全体	99.7	99.7	99.7	99.7
税制収納課 (保険課)	後期高齢者医 療保険料	現年度分	99.9	99.9	99.9	99.9
		全体	99.7	99.7	99.7	99.8
税制収納課 (こども課)	保育料	現年度分	99.7	99.7	99.7	99.7
		全体	97.0	98.0	98.3	98.5
農林水産課	漁港艇置施設 使用料	現年度分	99.0	99.0	99.0	99.0
		全体	99.0	99.0	99.0	99.0
生活福祉課	生活保護費徴 収金	現年度分	4.7	8.9	8.9	8.9
		全体	2.2	5.0	5.0	5.0
生活福祉課	生活保護費返 還金	現年度分	82.1	92.2	92.2	92.2
		全体	33.6	38.2	38.2	38.2

生活福祉課	行旅死亡人葬祭費	現年度分	100.0	100.0	100.0	100.0
		滞納繰越分	35.2	9.1	10.0	11.1
		全 体	50.0	9.1	10.0	11.1
維持管理課	道路占用料	現年度分	100.0	100.0	100.0	100.0
		全 体	100.0	100.0	100.0	100.0
下水道経営課	下水道受益者負担金	現年度分	97.6	98.7	98.7	98.7
		全 体	94.6	96.9	96.9	96.9
下水道経営課	下水道受益者分担金	現年度分	92.1	92.8	92.8	92.8
		全 体	64.8	60.3	63.9	69.4
下水道経営課	下水道使用料	現年度分	96.9	97.0	97.0	97.0
		全 体	96.8	97.0	97.0	97.0

(注)：生活保護費徴収金については、平成26年6月分までは、非強制徴収公債権
生活保護費返還金については、平成30年9月分までは、非強制徴収公債権

(2) 非強制徴収公債権

(単位：%)

所管部署	債権名	区 分	実 績	目 標		
			令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
生活福祉課	生活保護のためのその他の収入	滞納繰越分	9.7	9.9	9.9	9.9
		全 体	12.3	12.3	12.3	12.3
こども課	福祉医療費返還金	現年度分	100.0	100.0	100.0	100.0
		全 体	44.9	83.3	100.0	100.0
こども課	児童扶養手当返還金	現年度分	66.7	66.7	66.8	66.9
		全 体	5.5	20.7	20.9	21.2
住宅政策課	市営住宅使用料	現年度分	99.0	99.0	99.0	99.0
		全 体	81.5	81.9	82.1	82.3
住宅政策課	市営住宅駐車場使用料	現年度分	98.6	98.6	98.6	98.6
		全 体	97.0	97.0	97.0	97.0
下水道経営課	小規模下水道使用料	現年度分	98.8	98.6	98.6	98.6
		全 体	98.7	98.5	98.5	98.5
下水道経営課	農業集落排水施設使用料	現年度分	99.3	99.0	99.0	99.0
		全 体	99.2	98.9	98.9	98.9

(3) 私債権

(単位：%)

所管部署	債権名	区 分	実 績	目 標		
			令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人権・市民生活課	住宅新築資金 等貸付金	滞納繰越分	27.1	5.3	5.6	6.0
		全 体	27.1	5.3	5.6	6.0
こども課	留守家庭児童 会負担金	現年度分	99.3	99.4	99.5	99.6
		全 体	98.1	98.7	98.8	98.8
こども課	保育園給食費 保護者負担金	現年度分	99.0	99.5	99.5	99.5
		全 体	95.6	96.2	96.5	96.7
観光課	W i - F i 利用 料金に係る代位 弁済精算金	滞納繰越分	0.0	100.0	—	—
		全 体	0.0	100.0	—	—
教育総務課	奨学金貸付金	現年度分	100.0	100.0	100.0	100.0
		全 体	92.8	93.3	94.2	94.6

8 全庁において取り組む事項

(1) 自立的かつ持続的な債権管理の実践

各部署、各所管課において、自立的かつ持続的な債権管理を実践するためには、現年度分未収金の発生抑止や滞納繰越分未収金の整理など、債権の発生から消滅までの一連の債権管理を継続的に実施するとともに、検証し、改善することが必要です。これらの取組により、債権管理の適正化と更なる未収金の圧縮を図ります。

(2) 法令を遵守した滞納整理の実践

関係する法令を遵守し、債権管理条例や債権管理の手引きなどに基づいた適正な債権管理の徹底を図ります。また、市民負担の公平性を確保するため、延滞金や遅延損害金を法令に基づき適正に徴収します。

(3) 新規滞納者を発生させない取組

ア 滞納整理の早期対応と強化

滞納の早期把握及び早期対応に努め、督促を始め文書催告や電話催告を更に強化し、滞納の早期解消に努めます。

なお、連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行います。

イ 口座振替の推進

最も便利で安定した納付につながる口座振替について、市税等で導入しているペイジー口座振替受付サービス及びWeb口座振替受付サービスの利用促進を図るとともに、納税（入）通知書の送付時や窓口でも口座振替の勧奨を徹底するなど、口座振替の推進に努めます。

ウ 納付窓口の拡大

必要に応じ、夜間納付窓口など時間外に納付相談ができる窓口を設置します。また、市税等に関しては、コンビニ収納やeL-QRを活用したキャッシュレス納付の更なる利用拡大を図ります。

また、eL-QRを活用した地方税以外の公金収納を開始するなど、納付窓口の拡大に努めます。

(4) 強制徴収の実施

ア 滞納処分の実施

市税等の強制徴収公債権においては、財産調査を徹底し、早期に換価が可能な預貯金や給与などの債権を中心とした滞納処分の強化を図ります。また、強制徴収公債権でありながら、滞納処分を実施していない債権については、滞納処分の実施に向けた取組を進めます。

イ 強制執行の実施

非強制徴収公債権や私債権においては、費用対効果等を見極め、必要に応じて、支払督促、少額訴訟、通常訴訟等の法的手続を行うことで、債務名義を取得し、強制執行の実施に努めます。

(5) 組織体制の整備・強化

ア 管理監督職員による徴収マネジメントの実践

各部局単位、課室単位において、所管する債権ごとに、管理監督者が中心となって、徴収計画の実施状況や目標達成に向けた進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて、指導及び助言を行います。また、徴収担当職員の意識の高揚を図り、債権管理の適正化に努めます。

イ 徴収担当職員の育成

適正な債権管理を行うためには、徴収担当職員の技量を向上させる必要があり、徴収担当職員に債権管理の研修を受講させるなど、債権管理の知識と技術の習得を支援し、実務を通じて実践することで、債権管理の知識と技術の定着を図ります。

ウ 職員体制の強化

債権管理において、事務量が多い部署は担当職員の適正な配置など、必要に応じて職員体制の強化を検討します。

(6) 徴収緩和措置の適用

ア 滞納処分の執行停止、徴収猶予等の適用

税などの強制徴収公債権においては、納付資力の乏しい事案や特別な事情により明らかに徴収見込みがない事案については、法に基づき、適正な調査の上、滞納処分の執行停止を進めます。また、納税者が災害やその他の該当事由により、納期限までに市税等の納付が困難なケースにおいて、要件に該当する場合は、徴収の猶予を適用するとともに、滞納者に一定の該当事由がある場合には、換価の猶予を適用します。

イ 徴収停止、履行延期の特約等の適用

非強制徴収公債権及び私債権において、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないもののうち、要件に該当するものは徴収停止を適用します。

また、無資力又は債務の一括返済が困難なもののうち、要件に該当するものは履行延期の特約を適用します。

9 各債権の取組

(1) 強制徴収公債権

ア 市税（税制収納課）

- ・ 計画的かつ効果的な文書催告を徹底します。
- ・ 現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。
- ・ 財産調査を徹底し、預貯金や給与などの債権を中心とした滞納処分を強化します。
- ・ 分割納付の履行管理を徹底します。
- ・ 適正な滞納処分の停止及び納付義務の消滅に係る不納欠損の適格な実施を図ります。

イ 国民健康保険税（税制収納課、保険課）

- ・ 計画的かつ効果的な文書催告を徹底します。
- ・ 現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。
- ・ 財産調査を徹底し、預貯金や給与などの債権を中心とした滞納処分を強化します。
- ・ 分割納付の履行管理を徹底します。
- ・ 適正な滞納処分の停止及び納付義務の消滅に係る不納欠損の適格な実施を図ります。

- ・資格取得時等に口座振替による納付を勧奨します。
- ・居所不明者について、関係課と連携して職権消除を行います。

ウ 介護保険料（税制収納課、高齢介護課）

- ・計画的かつ効果的な文書催告を徹底します。
- ・現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。
- ・財産調査を徹底し、預貯金や給与などの債権を中心とした滞納処分を強化します。
- ・分割納付の履行管理を徹底します。
- ・適正な滞納処分の停止及び納付義務の消滅に係る不納欠損の適格な実施を図ります。

エ 後期高齢者医療保険料（税制収納課、保険課）

- ・計画的かつ効果的な文書催告を徹底します。
- ・現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。
- ・財産調査を徹底し、預貯金や給与などの債権を中心とした滞納処分を強化します。
- ・分割納付の履行管理を徹底します。
- ・適正な滞納処分の停止及び納付義務の消滅に係る不納欠損の適格な実施を図ります。

オ 保育料（税制収納課、こども課）

- ・計画的かつ効果的な文書催告を徹底します。
- ・現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。
- ・滞納繰越分については、児童手当から充当することへの申出書の徴取に努め、収入未済額の縮減を図ります。
- ・財産調査を徹底し、預貯金や給与などの債権を中心とした滞納処分を強化します。
- ・分割納付の履行管理を徹底します。
- ・適正な滞納処分の停止及び納付義務の消滅に係る不納欠損の適格な実施を図ります。

カ 漁港艇置施設使用料（農林水産課）

- ・継続的な文書督促及び催告の実施、電話連絡や訪問により、納付履行を促します。
- ・現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。
- ・納付状況の把握及び管理を徹底し、課全体で現状把握ができるよう、情報共有を継続します。
- ・船舶を利用していなかったり、船舶所有の意思が希薄な滞納者には、船舶の処分に関する情報提供を行います。

キ 生活保護費徴収金（生活福祉課）

- ・納付相談のない債務者に対して、文書催告や電話催告を実施します。
- ・分割の納付誓約書提出時に、口座振替による納付を勧奨します。
- ・分割納付の履行管理を実施します。
- ・現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。

（注）：平成26年6月分までは、非強制徴収公債権

ク 生活保護費返還金（生活福祉課）

- ・納付相談のない債務者に対して、文書催告や電話催告を実施します。
- ・分割の納付誓約書提出時に、口座振替による納付を勧奨します。
- ・分割納付の履行管理を実施します。
- ・現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。

（注）：平成30年9月分までは、非強制徴収公債権

ケ 行旅死亡人葬祭費（生活福祉課）

- ・計画的な文書催告を実施します。
- ・分割納付の履行管理を実施します。

コ 道路占用料（維持管理課）

- ・定期的に納付状況を把握するとともに、計画的かつ効果的な文書催告や電話催告を実施します。
- ・現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の解消を図ります。

サ 下水道受益者負担金（下水道経営課）

- ・滞納を未然に防止するため、負担金制度について、受益者に丁寧な事前説明を行います。
- ・計画的な文書催告を実施するとともに、必要に応じて電話催告を実施します。
- ・財産調査を行い、必要に応じて預貯金などの債権を中心とした滞納処分を実施します。
- ・適正な滞納処分の停止及び納付義務の消滅に係る不納欠損の適格な実施を図ります。

シ 下水道受益者分担金（下水道経営課）

- ・滞納を未然に防止するため、分担金制度について、受益者に丁寧な事前説明を行います。
- ・計画的な文書催告を実施するとともに、必要に応じて電話催告を実施します。
- ・財産調査を行い、必要に応じて預貯金などの債権を中心とした滞納処分を実施します。

- ・適正な滞納処分の停止及び納付義務の消滅に係る不納欠損の適格な実施を図ります。

ス 下水道使用料（下水道経営課）

- ・広島県水道広域連合企業団廿日市事務所に徴収事務を委託しており、未納となったものについては、督促、年2回の催告書の発送等を実施します。
- ・未納の転出者及び徴収困難事案については、広島県水道広域連合企業団廿日市事務所と連携して対処します。
- ・滞納繰越分の整理、確認等を行い、必要に応じて滞納処分を実施します。

(2) 非強制徴収公債権

ア 生活保護のためのその他の収入（生活福祉課）

- ・納付相談のない債務者に対して、文書催告や電話催告を実施します。
- ・分割の納付誓約書提出時に、口座振替による納付を勧奨します。
- ・分割納付の履行管理を実施します。
- ・現年度分については、早期整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。

イ 福祉医療費返還金（こども課）

- ・滞納者ごとに管理台帳を作成し、随時、納付書を送付します。
- ・納付状況を随時確認し、滞納者へ電話等による納付の催促を行います。
- ・必要に応じて納入誓約書を徴します。
- ・転出者については、住所調査等を行い、追跡します。

ウ 児童扶養手当返還金（こども課）

- ・滞納者ごとに管理台帳を作成し、随時、納付書を送付します。
- ・納付状況を随時確認し、滞納者へ電話等による納付の催促を行います。
- ・必要に応じて納入誓約書を徴します。
- ・転出者については、住所調査等を行い、追跡します。

エ 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料（住宅政策課）

- ・滞納者ごとに債権管理台帳を作成・更新し、適正な債権管理に努めます。
- ・指定管理者と綿密な連携を図り、収納対策の強化を図ります。
- ・信頼関係が破綻した滞納者については、法的手続により対処します。

オ 小規模下水道使用料（下水道経営課）

- ・広島県水道広域連合企業団廿日市事務所に徴収事務を委託しており、未納となったものについては、督促、年2回の催告書の発送等を実施します。
- ・未納の転出者及び徴収困難事案については、広島県水道広域連合企業団廿日市事務所と連携して対処します。
- ・滞納繰越分の整理、確認等を行い、必要に応じて滞納処分を実施します。

カ 農業集落排水施設使用料（下水道経営課）

- ・広島県水道広域連合企業団廿日市事務所に徴収事務を委託しており、未納となったものについては、督促、年2回の催告書の発送等を実施します。
- ・未納の転出者及び徴収困難事案については、広島県水道広域連合企業団廿日市事務所と連携して対処します。
- ・滞納繰越分の整理、確認等を行い、必要に応じて滞納処分を実施します。

(3) 私債権

ア 住宅新築資金等貸付金（人権・市民生活課）

- ・滞納者の増収等の情報収集に努め、償還額の増額など、早期完済に向け指導します。
- ・生活状況を把握し、返還能力を見極め、完済に向けて継続的な納付折衝を行い、必要に応じ債権放棄を検討します。
- ・分割納付の履行管理を実施します。

イ 留守家庭児童会負担金（こども課）

- ・計画的かつ効果的な文書催告や電話催告を実施します。
- ・現年度分については、早期に整理に着手し、収入未済額の縮減を図ります。
- ・滞納者ごとの管理簿を随時作成し、納期の翌月に督促状を送付します。
- ・滞納が解消されない限り、次年度の児童会入会を保留します。

ウ 保育園給食費保護者負担金（こども課）

- ・給食費に未納が生じた場合に、児童手当から充当することへの申出書を全世帯から徴取する仕組みを構築し、現年度中での未納額縮減を図ります。
- ・児童手当からの充当が困難な者や高額滞納者については、効果的な文書や電話による催告に加えて、保護者、保育園及びこども課の3者による面談を行い、滞納繰越額の減少に努めます。

エ Wi-Fi利用料金に係る代位弁済精算金（観光課）

- ・債務者に対して継続的に文書催告や電話催告、必要に応じた臨戸催告を行います。

オ 奨学金貸付金（教育総務課）

- ・計画的かつ効果的な文書催告を徹底します。
- ・滞納が継続した場合、早期に奨学生本人や連帯保証人に働きかけます。
- ・滞納者の返還能力を見極め、必要に応じ、徴収停止や債権放棄を検討します。